

平成29年度 社会福祉法人宰府福祉会 事業計画

I、基本理念

- (1) 人権尊重とサービス提供
- (2) 自立と共生
- (3) 利用者主体と地域福祉
- (4) 感謝と奉仕と努力向上
- (5) 健全経営

II、基本方針

今回の社会福祉法人の制度改革は法人経営の質が問われることとなりました。地域福祉の充実・発展に寄与する使命を果たすために公共性・公益性・信頼性の高い法人としての経営が求められているということです。

このような状況の中で当法人は、この法人制度改革に沿った経営改革を行うとともに、平成30年に予定している改正障害者総合支援法施行に向けて積極的に取り組んでいくこととします。すみれ園の建て替えとやまもの設備や外壁等の修繕工事の計画実施、サービス向上と障がい児・者の地域生活の充実、地域生活支援拠点等の整備の検討、生産活動・就労支援の充実、相談事業や障害児支援事業等の質の向上に取り組むこととします。また、災害・防犯対策や人権及び虐待防止等についても積極的に取り組んでいきます。

III、重点項目

- (1) サービス向上と事業推進
- (2) 人材育成と職場環境の充実
- (3) 組織強化
- (4) 業務の効率化
- (5) 財政基盤の安定

IV、法人本部

- (1) 理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会、第三者委員会等の開催
 - ① 理事会 年3回 他随時
 - ② 評議員会 年1回 他随時
 - ③ 監事監査 年1回
 - ④ 評議員選任・解任委員会 随時 他事業計画説明会
 - ⑤ 第三者委員会 随時 他事業報告会及び事業計画説明会
- (2) 経営会議、施設長経営会議、事業運営会議(サビ管・児発管等)
 - ① 経営会議 随時
 - ② 施設長経営会議 月1回
 - ③ 事業運営会議 月1回
- (3) 法人制度改革に伴う経営システムの整備
 - ① 経営組織のガバナンスの強化
 - ② 事業運営の透明性
 - ③ 財務規律の強化
 - ④ 地域貢献事業の推進
- (4) 重点項目の推進
 - ① サービス向上と事業推進
 - ア、地域支援の充実と地域生活支援拠点の整備の検討
 - ・相談事業の充実
 - ・障害児支援に係る地域支援の強化
 - ・ショートステイ
 - ・地域貢献事業の検討
 - イ、居住の場のQOLの向上
 - ウ、重度者・高齢者の支援
 - エ、就労移行の推進
 - オ、生産活動の充実
 - カ、すみれ園施設整備
 - ・定員増
 - ・地域支援機能の強化
 - キ、GH整備の検討
 - ク、宰府園作業室、会議室、駐車場の整備の検討
 - ケ、やまもも修繕工事
 - ② 人材育成と職場環境の充実
 - ア、OJTの推進
 - イ、残業ゼロ推進
 - ウ、管理者のマネジメント向上
 - エ、サビ管と児発管の専門性向上
 - オ、人材採用と安定的確保

- ③組織強化
 - ア、コンプライアンス体制の構築
 - イ、中期経営計画の策定
- ④業務との効率化
 - ア、運営システムと業務のマニュアル化
 - イ、リスクマネジメントの推進
 - ウ、職員業務改善提案制度の実施
- ⑤財政基盤の安定
 - ア、資金計画の作成
 - イ、利用率と利用の促進
- (5) 事業経営の強化
 - ① 職員目標管理の推進
 - ② BSC(バランススコアカード)、活動計画の実施
 - ③ PDCAサイクルの実施
 - ④ 中期経営計画の実施状況評価
 - ⑤ 事業計画および予算執行の推進管理
 - ⑥ 安全衛生委員会の推進活動等
- (6) 各種委員会・事業別部会の開催
 - ① 広報委員会
 - ・ 法人広報誌(わかたけ)の発行
 - ・ 法人ホームページの更新、各施設・事業所ホームページの充実、パンフレット・ビデオの作成等の充実
 - ・ 法人の情報公開及び地域等とのコミュニケーション促進
 - ② リスクマネジメント委員会
 - ・ 法人全体のリスクマネジメントの推進と統括
 - ・ 支援・介護事故、車両事故、災害、感染症等のリスク対策
 - ・ 防犯、防災対策
 - ③ サービス向上委員会
 - ・ サービス提供プロセスの点検及び改善
 - ・ 利用者ニーズの把握やサービス内容の見直しを行うとともにアンケート調査等を実施
 - ④ 権利擁護委員会
 - ・ 障害者差別解消法等の推進
 - ・ 法人の倫理綱領、行動規範の定着
 - ・ 職員の人権倫理意識向上、虐待防止、苦情解決等の対応
 - ⑤ 研修委員会
 - ・ 法人全体の研修計画における法人職員研修、役職者研修、中堅職員、新人職員研修の充実
 - ・ 職場研修(OJT)やスーパービジョン体制の構築を図り、職員の資質向上を強化
 - * ⑥ 生産・販売活動事業部会
 - ・ 法人内の生産活動や販売活動について、協力連携のあり方やその事業推進を図り、活性化に努めます。
 - * ⑦ 地域生活支援事業部会
 - ・ 法人内の各種サービスの有機的連携を図り、障がい児・者の地域生活支援事業の相談事業、在宅サービス、就労生活支援などの事業推進
- * ⑥生産・販売活動事業部会⑦ 地域生活支援事業部会については、③サービス向上委員会に統合いたします。